

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存していることが判明していることから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ② また、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者（保守点検、清掃）の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。
- ③ このため、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、災害に強く早期に復旧できる合併処理浄化槽の整備及び台帳の整備を通じた管理の向上を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。

2. 事業内容

- 市町村が行う単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業に対して、循環型社会形成推進交付金を交付する。
 - ・浄化槽設置整備事業（個人設置型）【交付率1/3,1/2】
 - ・浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）【交付率1/3,1/2】（なお、上記2事業における単独転換に伴う宅内配管工事及び撤去費の助成を含む）
- （改）市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加する。【交付率1/3】
- 地方公共団体（都道府県及び市町村）が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用（悉皆調査、電子化）及び既に浄化槽台帳を整備している自治体（都道府県及び市町村）が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用に対して循環型社会形成推進交付金を交付する。【交付率1/3】

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和元年度

4. 補助対象、事業イメージ



（参考）風水害にも対応力のある合併処理浄化槽

- ・浸水し水没した合併処理浄化槽は、土砂を引き抜き機材交換することで、早期復旧が可能。長期停電の場合も、最低限の処理（沈殿と消毒）は行われ衛生的な処理が可能であった。
- ・今回の風水害においても避難所の合併処理浄化槽は稼働することで、トイレの利用が可能であった。

○浄化槽台帳の整備を通じた管理の向上

